

NO. 165

発行日 : 2026年2月1日

# 原発事故被害者 相双の会

## 連絡先

國分富夫（会長）

## 住所

〒976-0052

福島県相馬市黒木字迎畑 91-12

電話 090 (2364) 3613

メール kokubunpisu@gmail.com

## 事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133（浪江）

関根憲一 090-4889-3726（富岡）

板倉好幸 090-9534-5657（南相馬）

【新潟柏崎刈羽原発再稼働を問う県民投票巡る県議会詳報】投票が実施された。署名数は15万筆を越え、有権者の50分の1以上、約3万6000筆ですからこれを大きく上回る有効署名は14万3196筆でありましたから条例の制定を本請求致しましたが、自民党議員が多いため否決となる。2025年12月18日新潟柏崎刈羽原発の周辺住民らが東電を相手取り、全7基の運転差止を求めた訴訟、第49回口頭弁論が開催されました。

## 意見陳述書

新潟地方裁判所第二民事部合議係

2025年12月18日

原告 本 間 保

私は柏崎市で生まれ、大学で物理学を学んだのちに医師となり、現在柏崎市内で診療所を営んでおります。私の自宅と診療所は原発から約7kmのUPZ内にあります。

原発については、これまでもさまざまな問題点を感じておりました。

事故隠しをきっかけに住民の目で東電を監視するとして、2002年に発足した、原発の透明性を確保する地域の会の反対側団体の委員として、発足時と最近、断続的に参加してきました。

この中で、オブザーバーである東京電力や行政に対して様々な質問をして参りましたが、納得できる回答が得られることは少なく、原発への不安を解消するものとはなりませんでした。

とりわけ私が強く危惧しているのは、事故

が起きた場合の「住民の被ばく」の問題です。

現在の避難計画では私たちUPZ住民は、原発が全面緊急事態となった時に屋内退避するとされており、その後、環境の放射線量が一定以上となった時に避難開始が指示される仕組みになっています。

そして、避難計画に従って避難する際、住民の被ばく量のめやすは100mSvまたはそれ以上とされています。

100mSvという値は、放射線業務従事者の5年間の許容線量になります。

そもそも、一般住民の被ばく線量は年間1mSv以下だったはずですが、一体どんな正当性があるって、放射線業務関係者でもない私たちが、100mSvもの大量の被ばくを強いられなければならないのでしょうか。東京電力という一企業の施設があるだけで、そこに住む者は従来の規定と桁外れの被ばくを強いられるなどということが、どうし

て許されるのでしょうか。

どう考えても納得いきません。

国の担当者が説明会で漏らした、「原発があるのだから仕方がない」という言葉は、原発を動かすためには、住民にはこの程度の被ばくを我慢してもらわなければならない、ということなののでしょうか。

2025年5月に新潟県が発表した被ばくシミュレーションによれば、6、7号機の同時事故で24時間後にフィルターベントが行われた場合、

- ・原発から1 km 地点で1週間で100mSv程度、
- ・私の住む7 kmあたりでも1週間6～7 mSv

の被ばくがあるとされています。

これだけでも大量の被ばくですが、私が懸念しているのは、実際の被ばく量はこの想定をはるかに超える事がありうるということです。

新潟県のシミュレーションは、国が見積もった福島原発事故における放射性物質放出量の1万分の1しか放出されないという前提で計算されています。

従って、福島原発事故と同程度の事故が起きた場合には、単純に計算して、私は1週間で6mSvの1万倍である6万mSv、すなわち60Svもの被ばくをするのだということを示しています。

この量は1999年の東海村のJCO事故で亡くなった大内さんの被ばく量を大きく上回るものになります。

このような状況は、福島事故の際、風向きによっては起こりえたことであり、4号機

の燃料プールの崩壊など、近藤駿介元原子力委員長の示した「最悪のシナリオ」でも、起こりうることとして危惧されていました。

原子力発電所という技術は、他の技術には見られないほどの巨大な危険性を内包しており、ひとたび事故を起こせば取り返しのつかない、壊滅的な被害を及ぼし得る技術です。大きな事故の場合には、周辺住民が急性被ばくで命を奪われることが十分にあり得る技術だということは、残念ながら厳然とした科学的事実です。

私たち周辺住民は、原発が運転されれば、そのリスクを負うことになります。

そして現在の避難計画は、そのような状況で住民の安全な避難を保証するものではありません。

私たちは、歴史的な視点で見れば、わずかな電気のために、命も生活も、その基盤も失う不安と恐怖と隣り合わせで毎日を過ごさなければなりません。

それは仮定の話ではなく、実際に起こりうることなのです。

命に係わる被ばくを強いられる地元住民としては、そのような原発の運転を容認することなどとても出来るものではありません。

この科学的事実を真摯に受け止め、住民の命と健康と生活を守ることを考えれば、原発を動かすなどという選択肢はあり得ません。

裁判官の皆様には、この事実を目を背けず、私たち住民の命を守ってくださることを強く希望するものです。

本間 保先生の「意見陳述書」には難しい点がございしますので僭越ながら注釈をさせていただきます。

◆1mSv（ミリシーベルト）は1,000 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）に相当し放射線が人体に及ぼす影響を示します。

ちなみに、一般公衆に許される追加被ばく（自然放射線を除く）は年間1mSvです。

7 Svの空間に100人が1時間過ごすとは100人とも死ぬ値で、mSvや $\mu$ Svの被ばくは「直ちに健康に影響がない」値のようです。

◆福島第一原発事故では、主にセシウム137やセシウム134などの放射性物質が大量に放出されました。

セシウム137だけでも土壌における蓄積量が約1470万Bq/m<sup>2</sup>でした。

旧ソ連のチェルノブエリ原発事故の340万Bq/m<sup>2</sup>を大幅に超える数値です。

それにもかかわらず新潟県が発表した被ばくシミュレーションによれば・原発から1km地点で1週間に100mSv程度であるとは、原発を稼働させるなどは考えられない事です。

⇒さらに、原告の本間先生も述べていますが、新潟県が行ったシミュレーションのペースは福島事故で放出された放射性物質量の一万分の一です。

UPZとは

「UPZ（緊急時防護措置準備区域）」は、原子力発電所で異常が発生した場合に、速やかに住民を避難させたり、屋内に退避させたり、安定ヨウ素剤を予防的に服用させたりといった緊急防護措置を講じるための区域です。

原子力施設で放射性物質が放出されるタイミングや、その後の拡散状況を正確に予測するのは難しいです。そのため、緊急時に住民の安全を迅速かつ適切に確保するために、各原子力施設の種類に応じて、あらかじめ備えや計画を定めておく区域が設けられています。

実用発電用原子炉の場合、「PAZ（予防的防護措置準備区域・概ね5km）」と、施設から半径約30km以内とされている「UPZ」の2種類が定められています。

## 放射線防護の三原則

### 1、防護の正当化

放射線を使う行為が、もたらされる便益（時間の短縮や作業の軽減など、その商品を使用することで得られる利便性や満足感。メリット）が放射線のリスクを上回る場合のみ認められるという大原則です。

例えば、医療における放射線診断や治療は、患者の健康状態を改善するという便益があるため正当化されます。

### 2、最適化、

放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減させることを目指します。具体的には、計画被ばく状況において「線量限度」や、「参考レベル」を適用します。

### 3、線量限度

個人の被ばく線量を制限し、健康を守るための基準を設けます

⇒三原則ともいかに被ばく量を少なくするかを示しています。

# 原発事故の過酷な被害と、追い打ちをかける 6.20

## 閣議決定

### 「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」

原告団長・今野秀則

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の闘いにご理解、ご支援をいただき、心から感謝申し上げます。私たちの闘いは提訴から10年、仙台高裁に控訴して5年、漸く3/9に結審し、夏から秋ころに判決の運びとなります。改めて、苛酷な被害の現状と、昨年6/20閣議決定された復興に向けた国の基本方針の問題点等について訴えます。

#### 〔原発事故と津島地区〕

2011年3月の東電福島第一原発事故のため、福島県浜通り地区など多数の住民が避難を強いられました。最大時で約16万人と報じられ、現在も約2万4千人が避難(昨年11.1現在 福島県発表)を強いられ続けています。放射能汚染のため事故後に設定された計画的避難区域等は、2年後に避難指示解除準備、居住制限及び帰還困難の各区域に再編され、その後現在に至るまでの間に除染が実施されて順次規制が解除されましたが、高濃度の放射能に汚染された帰還困難区域の大半は現在に至っても規制は解除されず、住民は避難を強いられ続けています。

こうした地域の一つである私たちのふるさと・浪江町津島地区は、戦後、満蒙から400世帯余りの開拓者が入植した中山間地域で、事故当時450世帯・1,400人余りの住民が暮らしていました。阿武隈山地の太平洋側にあつて山麓に民家が点在する津島地区は、冷涼な北東風(ヤマセ)のために度々飢饉に

襲われる悲惨な歴史があり、決して豊かとはいえない土地柄です。しかし、住民は、自然溢れる環境の中で、互いに協力して受け継がれてきた歴史や伝統、文化、多様な年中行事など、地域に根付いた生活に楽しみを見だし、生きがいを感じて暮らしていました。原発事故はこれらの一切を根こそぎ奪い去りました。

#### 〔津島地区の被害と復興状況〕

事故後、家屋は草木に飲み込まれ野生動物が侵入して損壊が進み、田畑は森林と化し、地域は荒廃を極めています。全域が帰還困難区域とされた津島地区の、僅か1.6%が特定復興再生拠点区域(復興拠点)として整備が進められ、2023.3.31に規制が解除されました。一方、残り98%余の拠点区域外は、2020年代をかけ住民の帰還意向に応じて除染を進める特定帰還居住区域の取り組みが進められますが、現時点で、帰還困難区域の約6%に過ぎず、点と線の限定的な対応に留まります。

今もってほぼ全域が帰還困難区域状態で将来を見通せない状況から、子や孫に負の遺産を遺せないと、拠点区域内・外の多くの住民が断腸の思いで家屋の解体撤去を決断しています。現在進行形の解体撤去は、民家は勿論、地区の中心部にある公共施設の旧役場支所、津島診療所、教員住宅なども既に実施され、小・中学校も、いずれ解体撤去さ

れます。

一方で、規制解除された拠点区域内には復興住宅10棟の整備、役場支所が設置され、駐在も常駐していますが、謂わば帰還困難区域という大海に浮かぶ小舟同然の状況で、地域社会に必須のインフラが未整備なうえ、除染後も1msv/年を超える高い放射線量が観測されます。

このように、地域社会は既に消滅した状況にあり、現在に至っても98%余が帰還困難区域のまま除染等の全体計画が示されないため、将来を見通すことが極めて困難で、放射能汚染への懸念もあって、復興・再生には未だほど遠い状況にあります。



#### [復興へ向けた住民の努力]

しかし、私たち地域住民にとっては何物にも替えがたい、唯一無二のふるさとです。過酷な被害を受けながらも、地域の暮らしを将来に繋げようと、住民自らも努力しています。何もしなければ、忘れ去られ消えてしまうからです。

僅かとは言え除染整備された拠点区域内で、住民有志が結成した復興組合による農地の除草管理、水田耕作の試験栽培、果樹団地の営農、養魚施設の設置構想などが進められています。また、住民相互の絆の維持、民俗や文化の継承にも努力しています。そ

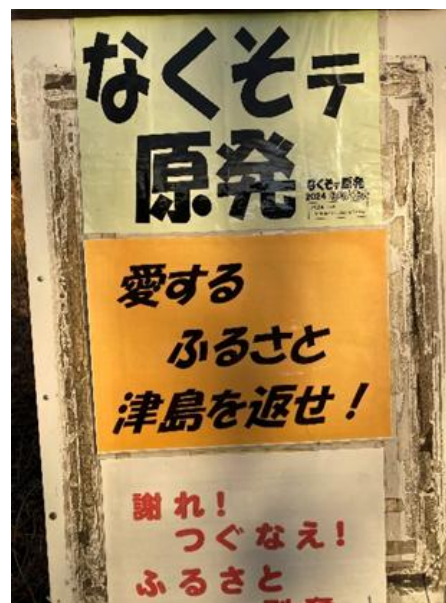
の一例として、「津島の肉祭り」開催や、伝承芸能の保存継承に努力している郷土芸術保存会による全国民俗芸能大会への出演(昨年11月、日本青年会館で南津島の田植え踊りを上演)、赤字木行政区による「百年後の子孫へ」と題する800ページを超える地域の記録誌刊行、などです。

冒頭記載したように、地域住民の約半数に及ぶ住民が参加して原告団を結成し、原発事故に係る国及び東京電力の責任を問い、「ふるさとの原状回復」を求めて提訴し闘っています。

#### [認められない国の原発事故責任]

こうした過酷な被害が生じているにもか

かわらず、**2022.6.17 最高裁判決は原発事故に係る国の責任を否定しました。**しかし、そもそも原発の許可時から過酷な被害が生じることは想定されていました。国は万



が一にも事故が起きないように対策を講じなければならないのに、漫然と安全神話を流布し、対策を怠ってきたのです。

事故直後、国は、100年は帰れないと住民に説明しました。私たちは呆然とするしかありませんでした。しかも、被害が未だ回復せず、原子力緊急事態が解除されてもいないのに、国は原発推進に舵を切りました。万が一事故が起きて、何とか避難することは出来るでしょう。しかし、私たちが置かれているように、帰ることは出来ないのです。原発の再稼働判断が報じられています。避難経路の整備云々がその前段で議論されていますが、そもそも広範囲が帰還困難区域となって帰れなくなり、地域社会そのものが消滅してしまう過酷な被害が生じることを忘れておられると思えません。それとも、敢えて考えようとしませんか？

【「区域から個人へ」の規制緩和は納得できない】

更に、国は追い打ちをかけるように、昨年6/20の復興推進会議で、第3期復興・創生期間に係る基



二宮尊徳



本方針を閣議決定しました。その中で、帰還困難区域の今後の基本的考えとして、「住民が里山の恵みを楽しむよう、森林整備の再開を始め、『区域から個人へ』の考え方

の下、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方を検討」(概要版)するとしています。その大きな特徴となっている、バリケードの開放、物理的防護措置を実施しない立入規制の緩和、「区域から個人へ」の考え方の転換、個人線量ベースの放射線管理、里山の恵みを楽しむ、などは現に被害を受け避難を強いられ続けている帰還困難区域が存する地域の住民にとって、大きな疑問と懸念を抱かせる内容と言うしかありません。



津島小学校

現状においても、目指すべき目標値である1mSv/年を遥かに超える空間放射線量が計測されるなかで、例えば、バリケードの開放は、汚染区域とそれ以外の区域の不明瞭化、安易な立入許容につながり、「区域から個人へ」の考え方の転換は、原発事故に係る国の責任を不明確化、免責し、復興への全体的視点の喪失を招き、個人線量ベースの放射線管理は、放射能被ばくから国民を守る国の責任放棄であり、里山の恵みを楽しむに至っては、採集者の被ばくは勿論、汚染された山菜・茸の摂取、拡散につながり、国民の生命・健康保持が懸念されます。

私たちの地域住民は、結局国は、原発事故の極めて困難な事後処理に困って責任を投げ出し、体よく繕うために「区域から個人へ」繕う理屈をひねり出して自らを免責、責任放棄した、と怒りを以って受け止めざるをえません。何よりも優先すべきは、国民、住民の生命、健康です。安全側に立脚して国は

その責任を果たすべきでないでしょうか。個人自己責任に転嫁し、国自らの責任を蔑ろにするのは、本来果たすべき責任の放棄で、棄民政策というしかありません。避難を強いられる地域住民の故郷に帰りたいたいの痛切な願いを逆手に取って、国は除染義務を放棄しているとししか受け取れません。今般の基本方針では、放射能汚染が現状のまま放置・固定され、全てが個人の自己責任に帰され、一切の不都合、理不尽さが住民に押しつけられてしまいます。原発事故など無かった如く上書きされてしまい、納得できるわけがありません。

このため、地域住民の切実な声に応じてより適切な内容に見直すよう、私も含む地域の住民代表が以下の具体的な内容を掲げて、昨年 12/16 に国省庁及び国会議員に要請活動を行いました。

- ①地域住民の生命、健康に係る切実な内容の施策を策定する際は、地域住民の声を聴取し反映すること。
- ② 除染しないで避難指示解除はしないこと。
- ③バリエード等物理的防護措置を実施して無用な被曝を防止すること。
- ③帰還困難区域の全域解除に向けたビジョン、長期計画を示すこと。

**【国の原発事故責任を明確にし、6.17 最判を正そう】**

このような状況を根底から変え、私たち



地域住民にとって何物にも替えがたいふるさと・津島の原状回復を果たし、同様に原発事故のため苦しむ全ての被災地、被災者の被害回復を図り、同様の事故再発を防ぐためには、国を免責した 6.17 最判を正し国及び東電の原発事故に係る

責任を明確に認めさせなければなりません。責任が曖昧なままでは原発事故以前と同じことを繰り返し、むしろ前例とされてより悪化した状況を招きかねません。悪しき前例にさせてはならないのです。

事故後 15 年、ふるさとに帰る夢を果たせ



津島の溪流（ヤマメなど）

ないまま多くの住民が異郷で亡くなりました。私たち原告団も 100 名を超える仲間を失いました。また、高齢化し、長い避難生活に疲れています。しかし、国・東電の責任を質し、原状回復を求め、力を振り絞って闘い続けますので、皆さまのご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

# 欠陥だらけの原発露呈、新潟柏崎刈羽原発6号機欠陥、 浜岡原発の再稼働の審査をめぐるデータ不正操作問題が 明らかになりしも再稼働である

福島第一原発事故時、内閣総理大臣であった菅直人総理は中部電力浜岡原発に対し安心・安全を考慮し、停止を求める要請をおこなった結果、要請を受諾することになり、世界一危険”ともいわれた浜岡原発の現在地 南海トラフ巨大地震のリスクを抱える中での安全対策は重要であり、菅直人元総理の決断には浜岡原発周辺の住民は安堵していることと思います。

中部電力はそれでも再稼働させようとして不正までして規制委員会をまるめ込めようとした行為は許せない。

## 新潟柏崎刈羽原子力発電所6号機

新潟柏崎刈羽原発6号機を1月21日再稼働したものの23日未明原子炉を停止するために引き抜いた制御棒をすべて原子炉へ戻した。再稼働して5時間半後の22日未明、制御棒を引き抜く作業中に異常を知らせる警報がなったためである。

## 制御棒とは

原子炉内で核分裂の連鎖反応を調整し、出力を制御または停止させるための「ブレーキ」の役割を果たす棒状で、ウラン燃料の間に差し込んで停止させる重要な役割です。それでもいくら頑強なつくりであってもこの世で壊れないものはありません。能登半島地震なみであったら原子炉そのものが歪んでしまい制御棒を差し込むこともできません。しかも避難するにもこの間、新潟は大雪ですから、避難は困難です。

## 新潟県が行った県民意識調査の結果

「原発を動かすのは心配だ」が7割をしめ

る。それでも「電力の安定供給と脱炭素に期待につながる」などと国と電力会社は盛んに言うのだが、一般国民はそんなことを意識しているのかとなれば、そうではないと思います。

福島の原発事故の実態を知れば7割の方々が証明しているように原発再稼働に反対していることとなります。

県民の意思確認を単に県議会の決議で済ませ住民の声を蔑ろにするなど許されることではない。

原発を国策として進める以上、国がやるべきことは万一の事故にそなえ、被災者への支援を行うべきで、福島の事故の経験を踏まえ国の役割や責任をはたすべきである。

## 原発の事故はあまりにもリスク大きすぎる

福島の現実是被ばくはもちろんですが、住民は広域・長期の避難が強いられ、平穏な暮らしは根こそぎ破壊されるのである。

さらに、人体に障害が起きる可能性もあります。20年後なのか、30年後なのか分からない。いわば晩発障害なのである。

## 晩発障害とは

放射線による障害で、被曝してから発症するまで時間が長いもので数十年以上後に発症することもあり、悪性腫瘍(がんや白血病)、寿命の短縮、白内障などの障害を引き起こすことである。